

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第47号

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市新生活交通の運行に関する条例施行規則（平成22年総社市規則第24号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<u>別記様式（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>別記様式（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

総社市新生活交通利用登録票

住所 (居所)	〒(—)		電話番号	—
ふりがな ----- 氏 名		生年月日	携帯電話番号	
		年 月 日	— —	
		年 月 日	— —	
		年 月 日	— —	
		年 月 日	— —	
		年 月 日	— —	
特記事項				

備考

この登録票に記載されている個人情報は、総社市新生活交通に関する目的以外には使用しません。